

いじめ防止基本方針

石川県立金沢向陽高等学校

＜いじめの定義＞

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめの防止等に関する基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

そのため、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、学校長をトップとする「いじめ即応チーム」を常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりに取り組む。そこで、外部機関と連携し、「風通しのよい学校」づくりを推進し、いじめの未然防止・早期発見に努める。また、いじめ問題が発生した場合は、いじめ即応チームが中心となり関係教職員や保護者、外部機関と連携を図りながら、適切かつ迅速に対応し、早期解消をはかり、生徒が安心して学ぶことができる環境を整え、再発防止に努める。

2. いじめの防止等に関する取組

（1）いじめの未然防止に向けた取組

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを、全教職員が十分認識すること。
 - ・生徒が発するサインを見逃さないようにいじめの早期発見に努める。
 - ・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように、生徒ひとり一人を大切にし、生徒との好ましい人間関係づくりに努める。
- 「いじめは決して許されない」ということを認識し、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に徹底すること。
 - ・道徳教育、人権教育等を通して、お互いの人格を尊重し合える態度や、規範意識の向上に努める。
 - ・いじめる生徒に対しては、外部機関との連携を含め、毅然とした指導に努める。
- アンケート調査等を含め、普段から実態の把握に努め、情報を全教職員で共有すること。
 - ・生徒が発するサインを見逃さないように、生徒の実態に合わせて保護者との懇談、生徒との面談等を実施し、未然防止、早期発見に努め、迅速に対応をすること。

（2）いじめの早期発見に向けた取組

- 「いじめアンケート調査」の実施。
 - ・年3回（5月、7月、12月）実施し、早期発見に努める。
- 個人面談（随時）の実施。
 - ・学級担任による生徒との個人面談を実施し、生徒理解と同時に早期発見に努め、いじめが発見された場合には、迅速に組織的に対応する。
- 保護者懇談の実施。
 - ・年3回（7月、11月、12月）に保護者との情報交換を行う。
 - ・「悩みを抱えた皆さんへ」の案内を配布し、「いじめ即応チーム」組織の常設と「スクールカウンセラー」の保護者懇談会時の相談受付を実施し、保護者が学校と連携しやすい環境を整える。
- 「いじめ申し出カード」の設置。
 - ・いじめSTOPポスターと同時に、「いじめ申し出カード」を校内に設置し、生徒がいつでも

いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合は、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、関係する生徒への事情を確認した上で組織的に対応する。関係する生徒の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の理解と協力を求める。また、事案に応じ外部機関との連携をする。

◇いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、事実確認を行い、生徒を守るという姿勢を明確に示し、担任等が必ず相談相手になることを理解させる。
- ・必要に応じ、相談室・外部機関と連携し、生徒の心の安定を図り指導にあたる。
- ・家庭での生徒の様子に十分注意し、何かあったら必ず学校に相談するように協力を求める。
- ・担任が全てを抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

◆いじめられている生徒の保護者への対応

- ・どんな相談でも真剣に受け止め、誠意ある対応を行う。
- ・保護者との事情説明等の話し合いの機会を早急に持ち、いじめられている生徒を守り通すことを伝え、対応策について協議し、理解を求める。
- ・保護者との連携を密にし、必要に応じて家庭訪問や個人面談を繰り返し、解決するまで継続的に保護者との連携を図る。また、相談室や外部機関と連携し、生徒の心の安定を図ることを伝える。
- ・必要な場合は、緊急避難として欠席も認めることを伝える。

◇いじめている生徒への対応

- ・いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを、生徒に理解させ、いじめをやめさせる。
- ・当事者だけでなく、クラス等の周囲からも詳しく事情を聴き、詳細に実態を把握する。
- ・犯罪行為として扱われるべき事案については、県教育委員会や所轄警察署と連携して対応する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、生徒の変容を図るために、保護者と連携しながら継続して指導にあたる。

◆いじめている生徒の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒・保護者の気持ちを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭での子どもとの関わり方への助言を行い、学校での生徒への指導方針に対し、理解を求める。また、必要に応じて相談室や外部機関との連携や相談ができることを伝える。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除させる。
- ・生徒の生命、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と連携し、適切に対応する。
- ・パスワード付きサイトやSNS、メールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校において情報モラル教育を推進するとともに、保護者についても理解を求める必要がある。

3. いじめ発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられる生徒の学校でのサイン】

教師は、生徒のサインを見逃さず、早期対応に努める。

S T

○遅刻・欠席が増える。

	○表情が冴えない。
授 業	○忘れ物が多くなる。 ○授業遅刻が見られる。 ○文具類や体育時の服装が隠されたり、壊されたりする。 ○ノート、教科書や机の上、黒板等に落書が見られる。 ○発言に対して、冷やかされる。しらけや嘲笑が見られる。 ○みんなが嫌がることや、責任ある係の仕事、リーダーや選手などを選出する時、冷やか し半分に名前を挙げられたりする。 ○ひどいあだ名で呼ばれる。 ○グループ分けで孤立することが多い。 ○保健室によく行くようになる。 ○成績が低下したり、授業への集中力や学習意欲が低下する。
休み時間 昼食時間	○ひとりでいることが多い。 ○用事もないのに、職員室・保健室によく来る。 ○弁当等にいたづらをされる。 ○ひとりで食事をとることが多い。
清 掃	○さぼることが多くなる。 ○目の前にゴミを捨てられる。 ○他の生徒の区域をそうじする。
放課後	○衣服が汚れている。 ○急いで帰宅する。 ○用事がないのに、学校に残っている。 ○部活動に参加しなくなる。 ○他の生徒の荷物を持って帰る。 ○自転車などが隠されたり、壊されたりすることがある。 ○靴や傘等が隠される。

【いじめる生徒の学校でのサイン】

- 特定な生徒の失敗を強く冷やかす。
- 特定の生徒を呼び出したり、何かを言いつけたりする。
- 何人かのグループでこそこそ話し合い、教師の目を避ける。
- 特定の生徒とわざと親しく振る舞う。
- 粗野な行動が目立ち、カッとなったり、イライラしたりする。

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられる生徒の家庭でのサイン】

- 衣服の汚れが見られたり、よく怪我をしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。
- 所持品が紛失したり、壊されたりする。
- 食欲がなくなったり、体重が減少する。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多くなり、ため息や泣いていることがある。
- 言葉遣いが悪くなり、家族に反抗したりする。

- 登校時刻になると、頭痛等の体調不良を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたたり、学校を辞めたいなどを口にする。
- 家庭から、品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求する。
- 不審な電話がかかってくる。急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、非現実的なことに関心を持つ。
- ゲームなどに熱中し、現実から逃避する行動が見られる。

【いじめる生徒の家庭でのサイン】

- 親の知らないお金や品物を所持している。
- 金遣いが荒くなる。
- 頭髪や制服の異装が目立つ。
- 嘘や反抗的態度が多くなる。

(3) ネットいじめにあっている生徒の発見のポイント

【ネットいじめにあっている生徒のサイン】

- 携帯電話・スマートフォン・パソコンを頻繁にチェックする。また、全く触れようとしない。
- 親が近づくとスマートフォン等の画面を切り替えたり、隠そうとする。
- インターネット閲覧後に動揺している行動をとる。
- 携帯電話の着信音に怯える。
- 電話やメールの受信後に外出する。

4. いじめ防止等の対策のための組織

◇「いじめ即応チーム」について

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応等に関し、迅速かつ積極的に対応するために「いじめ即応チーム」を設置し、いじめと疑われる相談・通報等があった場合は、直ちに会議を開催する。

また、事案によっては、「いじめ対応アドバイザー」等の派遣要請や外部機関と連携し、指導・助言を受ける。

<構成メンバー>

校長、教頭、生徒指導主事、相談室長、養護教諭、1・2・3学年主任、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター

5. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対し、及び当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに「いじめ即応チーム」を中心に、事実関係の調査を行うものとする。また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がらないように、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

6. いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行う。